

四 半 期 報 告 書

(第5期第3四半期)

J. フロント リテイリング株式会社

目 次

頁

【表紙】

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4

第3 【設備の状況】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】	24
2 【その他】	38

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月12日

【四半期会計期間】 第5期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）

【会社名】 J. FRONT RETAILING 株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第3四半期 連結累計期間	第5期 第3四半期 連結累計期間	第4期 第3四半期 連結会計期間	第5期 第3四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成23年 9月1日 至 平成23年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	687,750	678,502	221,137	223,062	950,102
経常利益 (百万円)	10,208	10,964	1,991	3,253	21,092
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,749	4,050	1,077	1,768	8,862
純資産額 (百万円)	—	—	322,659	326,619	327,242
総資産額 (百万円)	—	—	788,742	794,024	775,029
1株当たり純資産額 (円)	—	—	592.69	600.01	601.62
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	8.98	7.66	2.04	3.35	16.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	8.98	7.66	2.04	3.34	16.76
自己資本比率 (%)	—	—	39.7	39.9	41.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,954	16,101	—	—	21,270
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,617	△29,419	—	—	△8,432
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△32,630	△2,696	—	—	△23,128
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	16,204	17,191	33,204
従業員数 (名)	—	—	7,896	7,343	7,768

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（名）	7,343 [6,143]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（名）	75 [9]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	174	109.3
合計	174	109.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	5,240	83.2
合計	5,240	83.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記以外のセグメントについては該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	172,177	101.6
スーパーマーケット業	26,973	93.6
卸売業	15,524	107.6
その他事業	19,340	92.9
計	234,015	100.2
調整額	△10,953	88.3
合計	223,062	100.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前年同四半期比につきましては、前第3四半期連結会計期間のセグメント情報を当第3四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日～平成23年11月30日）の日本経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況のなか、生産や輸出が回復するなど持ち直しの動きがみられたものの、欧州債務問題の長期化や円高の進行など、先行き不透明感が強まる状況のうちに推移いたしました。

百貨店業界では、震災発生直後に大きく落ち込んだ売上高は、自粛ムードが和らぐに伴い高額品に動きが見られるなど徐々に持ち直したもの、天候不順の影響等もあり、全体では前年実績を下回る状況のうちに推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、震災による影響を最小限に止めるとともに、将来にわたるグループの成長・発展に向け、「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」に取り組んでまいりました。

百貨店事業におきましては、業態革新を目指す「新百貨店モデル」の集大成として昨年4月19日に全館グランドオープンした大丸梅田店をはじめ各店におきまして、ターゲットやコンセプトを明確にした「スペシャリティゾーン」や大型テナントの展開など、従来の百貨店の枠にとらわれない新しい売場づくりを通じて、顧客層の拡大と各地区内での競争力強化を図ってまいりました。

加えて、「新百貨店モデル」構築を加速するため、自主編集売場の強化を目的に仕入から販売までを一体として事業運営できる組織を新たに設置するとともに、マーケット対応の一層の迅速化に向けてMD部門組織全体を再編し、昨年9月からスタートいたしました。

グループ全体の成長力強化に向けては、昨年3月にグループ内通販事業を再編・統合し新たにスタートした株式会社J F Rオンラインにおきまして、インターネットなどの通販事業の強化に取り組んだほか、同じく昨年3月に持分法適用関連会社化した、雑貨小売業「プラザ」等を展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスとの相乗効果発揮に向けた取り組みを進めてまいりました。

あわせて、あらゆる経費構造の抜本的な見直しや人的生産性を中心とする経営効率の向上に取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は0.9%増の2,230億62百万円、営業利益は5.4.5%増の29億75百万円、経常利益は6.3.4%増の32億53百万円、四半期純利益は6.4.1%増の17億68百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

※前年同四半期比につきましては、前第3四半期連結会計期間のセグメント情報を当第3四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

①百貨店業

売上高は、前年同四半期と比べ1.6%増の1,721億77百万円となり、販売費及び一般管理費の圧縮により、営業利益は160.0%増の11億44百万円となりました。

②スーパーマーケット業

競合激化と店舗閉鎖の影響により、売上高は前年同四半期と比べ6.4%減の269億73百万円、営業利益は販売費及び一般管理費の圧縮を図りましたが、売上総利益の減少をカバーできず、1億23百万円の営業損失となりました。

③卸売業

年末商戦に向けて受注が好調であった電子部品に加え、金属樹脂加工品や化学品が堅調に売上を伸ばし、売上高は前年同四半期と比べ7.6%増の155億24百万円、営業利益は16.6%増の9億5百万円となりました。

④その他事業

人材派遣事業はショップ運営・販売代行の受注増により、また、通販事業はカタログ販売の好調により売上を伸ばしましたが、建装事業が大口受注の減により大幅な減収となったため、売上高は前年同四半期と比べ7.1%減の193億40百万円となりました。一方、営業利益は、利益率の改善に加え販売費及び一般管理費の圧縮により43.0%増の9億54百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は7,940億24百万円となり、前連結会計年度末に比べ189億95百万円増加しました。これは主に、受取手形及び売掛金を中心とした流動資産の増加や、株式会社スタイルライフ・ホールディングスの株式取得に伴う固定資産の増加によるものです。負債は4,674億5百万円となり、前連結会計年度末に比べ196億19百万円増加しました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの発行に伴う流動負債の増加によるものです。純資産は3,266億19百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億23百万円減少しました。これは主に、株価の下落によるその他有価証券評価差額金の減少によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローについては、営業活動によるキャッシュ・フローは22億20百万円の収入となりました。売上債権の増加などにより、前年同四半期に比べ23億46百万円の収入減となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは23億36百万円の支出となりました。固定資産の売却による収入の増加などにより、前年同四半期に比べ9億41百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは101億76百万円の支出となりました。借入金返済額の減少により、前年同四半期に比べ58億15百万円の支出減となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ102億92百万円減の171億91百万円、有利子負債残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ82億6百万円減の1,100億83百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536,238,328	536,238,328	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	536,238,328	536,238,328	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成14年5月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	75（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 404
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 404 当社普通株式1株資本組入額 202
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 講渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
講渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成15年5月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	50（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 317
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 317 当社普通株式1株の資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成16年5月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	220（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	308,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 699
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 699 当社普通株式1株の資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日（平成17年5月26日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	240（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	336,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 691
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 691 当社普通株式1株の資本組入額 345
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編成対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- ② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	19（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)（注2）
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 1 当社普通株式1株の資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。

(2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権と同じとする。

③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日（平成18年5月25日）	
	当第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	300（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 794
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	当社普通株式1株の発行価格 794 当社普通株式1株の資本組入額 (注4)
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)
新株予約権の取得条項に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各種新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	—	536,238	—	30,000	—	7,500

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成23年10月3日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社によって、平成23年9月26日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14,291	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	20,780	3.88
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,103	0.95
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,377	0.26
計	—	41,553	7.75

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,424,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 749,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 515,315,000	515,315	—
単元未満株式	普通株式 12,750,328	—	—
発行済株式総数	536,238,328	—	—
総株主の議決権	—	515,315	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20,000株(議決権20個)含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式422株及び相互保有株式361株がそれぞれ含まれております。

②【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) J. フロント リテイリング㈱	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7,424,000	—	7,424,000	1.38
(相互保有株式) 梯白青舎	東京都千代田区岩本町 一丁目3番9号	749,000	—	749,000	0.14
計	—	8,173,000	—	8,173,000	1.52

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	428	362	354	359	390	382	371	370	358
最低(円)	262	321	315	299	344	321	325	338	318

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,375	34,087
受取手形及び売掛金	69,358	53,937
有価証券	1,685	1,484
たな卸資産	※1 33,718	※1 30,382
繰延税金資産	14,470	13,020
その他	33,077	25,945
貸倒引当金	△699	△761
流動資産合計	168,986	158,096
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 139,733	※2 135,763
土地	354,202	354,742
建設仮勘定	1,027	5,634
その他（純額）	※2 2,935	※2 2,537
有形固定資産合計	497,898	498,678
無形固定資産		
その他	17,774	18,466
無形固定資産合計	17,774	18,466
投資その他の資産		
投資有価証券	33,453	26,884
長期貸付金	1,443	1,505
敷金及び保証金	49,500	47,760
繰延税金資産	8,977	7,764
その他	18,649	18,650
貸倒引当金	△2,657	△2,776
投資その他の資産合計	109,365	99,787
固定資産合計	625,038	616,933
資産合計	794,024	775,029

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年11月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成23年2月28日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	85,740	76,310
短期借入金	57,451	43,181
コマーシャル・ペーパー	14,997	—
未払法人税等	2,307	3,296
前受金	25,871	17,463
商品券	41,221	41,727
賞与引当金	3,022	6,352
役員賞与引当金	—	164
販売促進引当金	335	337
商品券等回収損失引当金	9,955	9,179
事業整理損失引当金	990	1,666
その他	54,443	46,510
流動負債合計	296,335	246,190
固定負債		
長期借入金	37,635	65,476
繰延税金負債	95,278	95,717
退職給付引当金	25,229	29,409
役員退職慰労引当金	60	65
負ののれん	1,733	3,443
その他	11,132	7,482
固定負債合計	171,070	201,596
負債合計	467,405	447,786
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	209,599	209,605
利益剰余金	85,244	84,895
自己株式	△5,964	△5,976
株主資本合計	318,879	318,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,658	△477
繰延ヘッジ損益	△45	△12
為替換算調整勘定	0	—
評価・換算差額等合計	△1,703	△490
新株予約権	99	115
少数株主持分	9,343	9,093
純資産合計	326,619	327,242
負債純資産合計	794,024	775,029

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	687,750	678,502
商品売上高	683,433	673,343
不動産賃貸収入	4,317	5,159
売上原価	521,651	514,868
商品売上原価	519,998	512,551
不動産賃貸原価	1,652	2,317
売上総利益	166,099	163,634
販売費及び一般管理費	※ 156,817	※ 153,415
営業利益	9,282	10,218
営業外収益		
受取利息	198	251
受取配当金	356	336
債務勘定整理益	2,410	2,488
負ののれん償却額	1,738	1,716
持分法による投資利益	96	—
その他	468	610
営業外収益合計	5,269	5,404
営業外費用		
支払利息	1,304	1,153
固定資産除却損	145	222
商品券等回収損失引当金繰入額	2,347	2,774
持分法による投資損失	—	83
その他	545	424
営業外費用合計	4,343	4,658
経常利益	10,208	10,964
特別利益		
固定資産売却益	455	51
投資有価証券売却益	—	24
事業整理損失引当金戻入額	—	320
退店受入金	1,600	—
その他	136	—
特別利益合計	2,191	395
特別損失		
固定資産売却損	—	642
固定資産処分損	2,075	392
投資有価証券売却損	—	3
投資有価証券評価損	1,801	1,605
減損損失	—	135
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,254
その他	966	502
特別損失合計	4,844	5,535

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
税金等調整前四半期純利益	7,556	5,824
法人税、住民税及び事業税	3,124	3,928
法人税等調整額	△726	△2,515
法人税等合計	2,397	1,413
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,411
少数株主利益	409	360
四半期純利益	4,749	4,050

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	221,137	223,062
商品売上高	219,648	221,312
不動産賃貸収入	1,488	1,749
売上原価	167,463	168,983
商品売上原価	166,909	168,144
不動産賃貸原価	553	839
売上総利益	53,674	54,078
販売費及び一般管理費	※ 51,748	※ 51,103
営業利益	1,926	2,975
営業外収益		
受取利息	61	81
受取配当金	35	35
債務勘定整理益	702	780
負ののれん償却額	578	570
持分法による投資利益	—	68
その他	90	95
営業外収益合計	1,468	1,631
営業外費用		
支払利息	415	374
固定資産除却損	32	31
商品券等回収損失引当金繰入額	768	899
持分法による投資損失	27	—
その他	160	48
営業外費用合計	1,404	1,353
経常利益	1,991	3,253
特別利益		
固定資産売却益	—	51
退店受入金	1,600	—
その他	136	—
特別利益合計	1,736	51
特別損失		
固定資産売却損	—	642
固定資産処分損	668	83
投資有価証券評価損	989	400
減損損失	—	135
その他	137	39
特別損失合計	1,795	1,300
税金等調整前四半期純利益	1,931	2,004
法人税、住民税及び事業税	1,364	2,443
法人税等調整額	△667	△2,326
法人税等合計	696	116
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,887
少数株主利益	157	119
四半期純利益	1,077	1,768

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,556	5,824
減価償却費	10,329	10,067
減損損失	—	135
負ののれん償却額	△1,738	△1,716
貸倒引当金の増減額（△は減少）	165	△180
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3,985	△3,494
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,854	△4,180
販売促進引当金の増減額（△は減少）	△16	△1
事業整理損失引当金の増減額（△は減少）	△508	△675
商品券等回収損失引当金の増減額（△は減少）	442	776
受取利息及び受取配当金	△555	△588
支払利息	1,304	1,153
持分法による投資損益（△は益）	△96	83
固定資産売却損益（△は益）	△455	591
固定資産処分損益（△は益）	2,075	392
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△21
投資有価証券評価損益（△は益）	1,801	1,605
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	2,254
売上債権の増減額（△は増加）	△12,727	△15,420
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,745	△3,336
仕入債務の増減額（△は減少）	10,222	9,429
未収入金の増減額（△は増加）	△3,866	△4,787
長期前払費用の増減額（△は増加）	△280	1,811
その他	12,072	22,017
小計	17,138	21,739
利息及び配当金の受取額	538	478
利息の支払額	△1,408	△1,269
法人税等の支払額	△3,313	△4,846
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,954	16,101
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,088	△11,502
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	619	1,193
有形及び無形固定資産の取得による支出	△12,372	△14,913
有形及び無形固定資産の売却による収入	2,474	584
短期貸付金の増減額（△は増加）	132	△2
長期貸付けによる支出	△90	△21
長期貸付金の回収による収入	125	95
その他	2,581	△4,854
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,617	△29,419

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△24,456	△16,987
コマーシャル・ペーパーの純増減額（△は減少）	—	14,997
長期借入れによる収入	2,500	14,000
長期借入金の返済による支出	△4,912	△10,584
自己株式の取得による支出	△28	△12
配当金の支払額	△5,530	△3,699
少数株主への配当金の支払額	△94	△94
その他	△109	△314
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,630	△2,696
現金及び現金同等物に係る換算差額	△18	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△27,311	△16,012
現金及び現金同等物の期首残高	43,515	33,204
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,204	※ 17,191

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 第1四半期連結会計期間より、新たに株式会社スタイリングライフ・ホールディングスの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が151百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が2,406百万円減少しております。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)
1 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に表示しておりました「事業整理損失引当金戻入額」(136百万円)は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。
2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が第2四半期連結会計期間末に算定したものと著しい変化がないと認められたため、第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
※1 たな卸資産	※1 たな卸資産
商品及び製品 33,078百万円	商品及び製品 29,729百万円
仕掛品 283百万円	仕掛品 294百万円
原材料及び貯蔵品 355百万円	原材料及び貯蔵品 358百万円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 233,853百万円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 227,100百万円
3 偶発債務	3 偶発債務
大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証 100百万円	大丸興業国際貿易(上海)有限公司 (大丸興業㈱の子会社) 支払保証 100百万円
従業員住宅他融資の保証 36百万円	従業員住宅他融資の保証 54百万円
㈱S D S企画(㈱下関大丸の 子会社) リース契約保証 15百万円	㈱S D S企画(㈱下関大丸の 子会社) リース契約保証 17百万円
計 151百万円	計 172百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
貸倒引当金繰入額 644百万円	貸倒引当金繰入額 550百万円
役員報酬及び給料手当 43,199百万円	役員報酬及び給料手当 41,827百万円
賞与引当金繰入額 3,147百万円	賞与引当金繰入額 2,815百万円
役員退職慰労引当金繰入額 6百万円	役員退職慰労引当金繰入額 6百万円

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
貸倒引当金繰入額 95百万円	貸倒引当金繰入額 62百万円
役員報酬及び給料手当 11,931百万円	役員報酬及び給料手当 11,951百万円
賞与引当金繰入額 3,147百万円	賞与引当金繰入額 2,815百万円
役員退職慰労引当金繰入額 2百万円	役員退職慰労引当金繰入額 2百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 16, 587百万円	現金及び預金 17, 375百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △400百万円	預入期間が3か月超の定期預金 △200百万円
現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券 17百万円	現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券 17百万円
現金及び現金同等物 16, 204百万円	現金及び現金同等物 17, 191百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成23年11月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	536, 238, 328

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	7, 619, 058

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数（株）	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	99

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月12日 取締役会	普通株式	1, 850	3. 50	平成23年2月28日	平成23年5月9日	利益剰余金
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	1, 850	3. 50	平成23年8月31日	平成23年11月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパーマーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	169,131	27,912	12,881	11,211	221,137	—	221,137
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	466	897	1,547	9,612	12,523	(12,523)	—
計	169,598	28,809	14,429	20,823	233,661	(12,523)	221,137
営業利益	502	58	776	667	2,005	(79)	1,926

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンダイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパー・マーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパー・マーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業…………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	百貨店業 (百万円)	スーパー・マーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	530,724	85,510	35,468	36,047	687,750	—	687,750
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,248	2,874	4,612	28,892	38,628	(38,628)	—
計	532,973	88,384	40,081	64,939	726,379	(38,628)	687,750
営業利益	6,220	529	1,560	2,579	10,889	(1,607)	9,282

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンダイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパー・マーケット業に区分しました。

2 各事業区分の主な商品内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) スーパー・マーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (3) 卸売業……………食品、化成品・資材等の卸売
- (4) その他事業…………通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

全セグメント売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えていたため、記載を省略いたしました。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略いたしました。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、百貨店事業を中心に事業活動を展開しており、「百貨店業」、「スーパーマーケット業」、「卸売業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っております。「スーパーマーケット業」は食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売を行っております。「卸売業」は食品、化成品・資材等の卸売を行っております。「その他事業」は通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日）

(単位：百万円)

	百貨店業	スーパー・マーケット業	卸売業	その他事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	525,651	82,110	33,257	37,484	678,502	—	678,502
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,083	2,442	4,848	26,663	35,037	△35,037	—
計	526,734	84,552	38,105	64,147	713,539	△35,037	678,502
セグメント利益	5,480	393	1,290	3,053	10,217	1	10,218

(注) 1 セグメント利益の調整額1百万円には、セグメント間取引消去1,565百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,563百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）

(単位：百万円)

	百貨店業	スーパー・マーケット業	卸売業	その他事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	171,821	26,211	13,977	11,051	223,062	—	223,062
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	355	761	1,547	8,288	10,953	△10,953	—
計	172,177	26,973	15,524	19,340	234,015	△10,953	223,062
セグメント利益又は損失(△)	1,144	△123	905	954	2,881	94	2,975

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額94百万円には、セグメント間取引消去628百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△534百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：百万円)

	百貨店業	スーパー・マーケット業	卸売業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	135	—	—	—	—	135

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
600.01円	601.62円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額（百万円）	326,619	327,242
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	9,443	9,209
(うち新株予約権)	(99)	(115)
(うち少数株主持分)	(9,343)	(9,093)
普通株式に係る四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の純資産額（百万円）	317,175	318,033
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の普通株式の数（千株）	528,619	528,627

2 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)		
1 株当たり四半期純利益金額	8.98円	1 株当たり四半期純利益金額	7.66円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	8.98円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	7.66円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 四半期純利益（百万円）	4,749	4,050
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,749	4,050
普通株式の期中平均株式数（千株）	528,687	528,625
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	80	31
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2.04円	1株当たり四半期純利益金額 3.35円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 2.04円	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 3.34円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益（百万円）	1,077	1,768
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	1,077	1,768
普通株式の期中平均株式数（千株）	528,689	528,622
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	52	24
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成25年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から38.0%に変更されます。また、平成28年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から35.6%に変更されます。

この変更により、当第3四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、固定資産の繰延税金資産が697百万円、繰延税金負債が11,614百万円、再評価に係る繰延税金負債が183百万円それぞれ減少し、法人税等調整額（貸方）が11,101百万円増加いたします。

2 【その他】

平成23年10月11日開催の取締役会において、平成23年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

決議年月日 平成23年10月11日

配当金の総額 1,850百万円

1株当たり配当額 3.50円

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

J. フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原健二印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田豊印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木健次印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林幸宏印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月12日

J. フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 田 豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々木 健 次	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 岡 和 雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 押 谷 崇 雄	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJ. フロント リテイリング株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)等が公布された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成24年1月12日

【会社名】

J. フロント リテイリング株式会社

【英訳名】

J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長兼最高経営責任者 奥 田 務

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

東京都中央区銀座六丁目10番1号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務は、当社の第5期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。